

報道関係各位

平成 25 年 12 月 11 日

消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為（カルテル）実施のお知らせ

公益社団法人日本缶詰協会は、平成 26 年 4 月からの消費税率引き上げに際して、下記の内容により標記カルテルを実施する運びとなりました。なお、本カルテルは、公正取引委員会に 12 月 10 日に申請し同日受理されたものです。

記

<共同行為実施の目的と経緯>

日本缶詰協会は、消費税が導入された平成元年に、本会会員企業が消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的に消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為を実施した経緯がある。今般、平成 26 年 4 月から段階的に消費税率が引き上げられること等を背景に、平成 25 年 10 月 1 日に消費税転嫁対策特別措置法が施行され、同法の中で標記カルテルを独占禁止法の適用除外とする措置がとられた。当業界は、中小企業の構成比率が高いことから、団結して消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することが業界の健全な発展につながり、ひいては、引き続き安全・安心で美味しい缶詰、びん詰、レトルト食品を市場に提供していくことで消費者の利益にも寄与するものであると考える。日本缶詰協会はこれらのことを考慮し、消費税転嫁対策特別措置法に基づき標記カルテルを実施することを決定した。

<共同行為の内容>

- (1) 【対象とする商品】 缶詰、びん詰、レトルト食品、魚肉ソーセージ
- (2) 【消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為】
 - ①各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨の決定
 - ②消費税率引上げ後に発売する新製品について各事業者がそれぞれ自主的に定める本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨の決定
- (3) 【消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為】
 - ①価格交渉を行う際に税抜価格を提示する旨の決定
 - ②見積書、納品書、請求書、領収書等について、消費税額を別枠表示するなど消費税についての表示方法に関する様式を作成し、統一的に使用する旨の決定
(外税取引の場合：本体価格と消費税額分を別枠で表示、内税取引の場合：税込み価格で表示)
- (4) 【共同行為の実施期間】 平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
- (5) 【共同行為の実効を確保するための手段】 違反者には協会名で注意を行う

以上

本件に関する問合せ先
公益社団法人日本缶詰協会
業務部 金村
TEL 03-5256-4801

公益社団法人日本缶詰協会 概要

所在地：東京都千代田区神田東松下町 10-2 翔和神田ビル 3 階
会長：久代 敏男
事業内容：缶詰、びん詰、レトルト食品産業の振興を図るための総合的施策の審議立案、同産業の発展及び製品の改良向上に資するための情報交換等を行う公益社団法人
会員数：392 社
ホームページアドレス：<http://www.ica-can.or.jp>